商業登記電子証明書
は･じ･め･てガイド

～ 制度の概要 ～

オンライン申請や
電子契約に！

オンライン活用で
テレワーク推進！
コスト削減！

3ステップで
簡単取得！

**登記所では、会社・法人の代表者等に関する
電子証明書を発行しています**

法務省民事局

（令和５年２月作成）

電子証明書って何？

行政手続のオンライン申請や企業間の電子契約などにおいて、電子文書の作成者の**本人確認や改ざん防止のために用いられる証明書**です。

登記所では、会社・法人の代表者等に関する電子証明書（商業登記電子証明書）を発行しています。

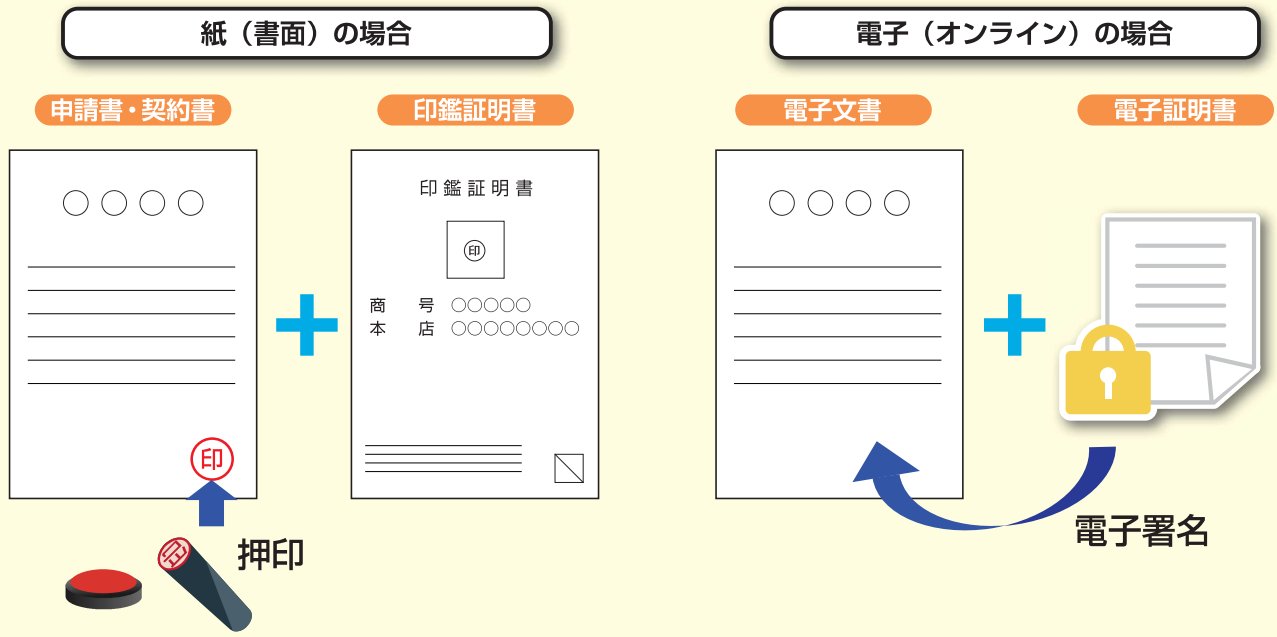

オンライン申請による行政手続のメリットは？

電子証明書を使って、オンライン申請をすると、次のようなメリットがあります。

- **申請のための往復交通費が節約できます。**
- **申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなります。**
- **申請窓口の対応時間外でも申請できます。**
- **手数料が安くなったり、添付書類を省略できる場合があります。**
  （例：会社の印鑑証明書　書面請求 450 円→オンライン請求（窓口受取）390 円）

商業登記電子証明書を利用できる行政手続は？

利用することができる国・地方公共団体等の手続の例は、次のとおりです。

- 登記・供託オンライン申請
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）
- eLTAX（地方税電子申告）
- 社会保険・労働保険関係手続（e-Gov 電子申請 ）
- 特許のインターネット出願
- 自動車保有関係手続のワンストップサービス
- 総務省 電波利用 電子申請・届出システム
- 防衛装備庁 電子入札・開札システム
- オンラインによる支払督促手続（督促手続オンラインシステム）
- 政府電子調達システム（GEPS）
- 電子自治体における各種の申請・届出システム

電子契約を導入するメリットは？

商業登記電子証明書は、電子契約にお使いいただくことも可能です。
電子証明書を使って、電子契約を導入すると、次のようなメリットがあります。

- **書面に比べ、コスト（交通費、郵送費、印紙税、保管スペース）が節約できます。**
- **書面を必要としないので、テレワークがしやすくなります。**
- **書面に比べ、改ざんが困難ですので、セキュリティが向上します。**

電子契約に商業登記電子証明書を利用する理由は？

契約は、その金額や内容によって、重要性の程度が異なります。
電子契約の場合には、**重要性の程度によって、身元確認レベルが異なる様々な電子証明書の使い分け**をすることが考えられます。
その点、商業登記電子証明書は、次のような特徴を有しており、これまで会社の実印を押印していた重要性の程度が高い契約を、電子契約で行う場合にも、安心してご利用いただくことができます。

- **「法人」の代表者を証明**
  マイナンバーカードの電子証明書や民間事業者が発行する電子証明書が、いずれも「個人」を証明しているのに対して、「法人」の代表者を証明しています。
- **商業登記の情報に基づく内容**
  商業登記電子証明書の内容に関する変更登記がされた場合、その商業登記電子証明書が失効するなど、商業登記の情報をリアルタイムに反映しています。
- **政府機関（登記官）が発行**
  登記官が発行するものであり、契約の相手方にも導入を求めやすいと考えられます。

※契約の相手方においても、法務省ホームページから無償で入手可能な専用ソフトを用いることで、受領した商業登記電子証明書の内容の表示や有効性確認を行うことができます（令和５年４月頃にリリース予定の「商業登記電子認証ソフト」の「Ver.1.14」以降のものを用いた場合。）。

取得費用は？

商業登記電子証明書には、証明期間（有効期間）が定められており、期間ごとの手数料は以下のとおりです。
なお、証明期間内であれば、何度でも電子申請等にご利用いただくことができます。

証明期間	1か月	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
発行手数料	500円	1,100円	2,000円	2,900円	3,800円	4,700円	5,600円	6,500円	7,400円	8,300円

※商業登記電子証明書の証明期間内に、商号、本店、代表者の資格・氏名に関する変更や代表者の退任による変更、代表権の制限等による変更の登記がされた場合には、その商業登記電子証明書は失効しますので、ご注意ください（商業登記電子証明書が失効した場合、手数料の払戻しはいたしません。ただし、一定の条件を満たす場合は、再発行の申請（手数料不要）をすることができます。詳しくは、会社・法人の管轄登記所にお問い合わせ願います。）。

どうやって取得するの？

申請書等の作成は、**法務省が提供する無償のソフトを用いて簡単に行うことができ、申請はオンラインによって行うことも可能です。**

（なお、商業登記電子証明書のオンライン申請には、別途、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。）

詳しくは、法務省ホームページ 又は パンフレット「商業登記電子証明書の取得方法について」をご覧ください。

電子証明書取得のご案内　検 索　https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html

※会社・法人の設立登記の申請と商業登記電子証明書の発行申請とを同時に行うことも可能です。

～ かんたん３ステップ！～

ステップ1　専用ソフトで申請に必要なファイルの作成

※専用ソフトは、法務省ホームページから**無償**でダウンロードできます。

※操作方法に関する疑問は、**サポートデスク**で対応します。

ステップ2　登記所へ発行申請

＜郵送申請やオンライン申請も可能です＞

ステップ3　商業登記電子証明書の取得（ダウンロード）

※登記所から交付・通知されたシリアル番号を使って商業登記電子証明書をダウンロードします。

※取得した日から申請等にご使用いただけます。

どこに申請すればいいの？

申請先は、会社・法人の管轄登記所となります。

管轄は、「法務局ホームページ」内の「管轄のご案内」ページで確認することができます。

法務省民事局

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。